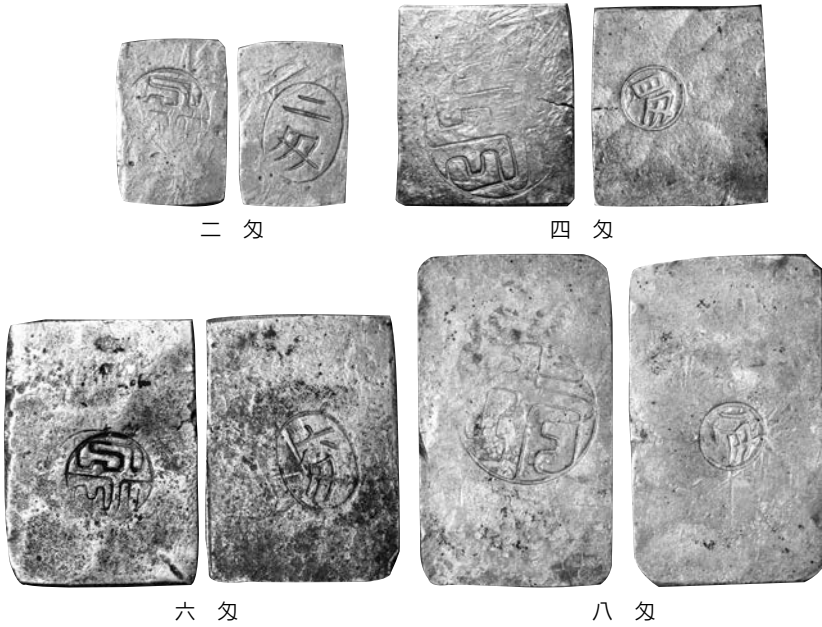


# 久保田藩における幕末の領内通用銀②

吉備古泉協会（津山支部）

眞銀吹 池上 宥昭

## — 秋田封銀六匁の現存事例に触れて —



【図②】秋田封銀各種

### 二、秋田封銀と秋田銀判

まず挙げた『永代録』は、大仙市大曲地区の旧家小野地家に伝わるという文書であり、佐藤氏によって初めて紹介された（史料①）。この史料によると、秋田封銀は文久三年（一八六三）一月より通用が開始された。すなわち、少なくとも前年の同二年（一八六二）より鑄造が開始されたとみてよいだろう。当初は、八匁を金一両相当とし、四匁が金二分相当、二匁が金一分相当に通用したものの、徐々に銀相場が下落したことがわかる。

そのため、秋田封銀は、通用開始からわずか十か月後の同一一月に、秋田封銀を引替の上、新たに秋田銀判の一両判（九匁二分）及び二分判（四匁六分）が通用を開始した。この秋田銀判も通用開始後は好評だったものの、翌元治元年（一八六四）四月には、さらに銀相場が下落し、同年一〇月には秋田封銀も秋田銀判も引き替えられることとなったとあり、秋田封銀も鑄造停止後しばらくは秋田銀判とともに併用されていたことがうかがえる。

この『永代録』の記述に共通する記述が『秋田沿革史』にも記述されている。文久三年（一八六三）一〇月には久保田藩領内において深刻な通貨不足に陥ったため、種々の政策をとらざるを得なかった（史料②）。

なお、この『秋田沿革史』所収の史料は、『秋田藩町触集』に所収されているものとはほぼ同様の内容であり、同年一〇月五日に出された町触であることがわかる。以下の史料中、太字部分は橋本宗彦『秋田沿革史大成上』橋本宗一 一八九六と異なる箇所を示している。

【史料⑨】『秋田藩町触集』二五五三—

近年世上不容易形勢ニ相成候ニ付、不被為止御財用向等は迄之御仕来御変革被成置、専富国強兵之道御執行被遊候段、被仰出候ニ付、